○農林水産省告示第千六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下多気字白口一〇三八の五・一〇三八の八八から一〇三八の九〇まで・一〇三八の九六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九九八の一、一〇二八、一〇二九、一〇三四、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三八の一二、一〇三八の三四から一〇三八の三九まで、一〇三八の四一、一〇三八の四二、一〇三八の四四から一〇三八の四九まで、一〇三八の五一から一〇三八の五六まで、一〇三八の六一から一〇三八の七二まで、一〇三八の七五、一〇三八の七七、一〇三八の七八、一〇三八の八〇から一〇三八の八五まで、一〇三八の八七、一〇三八の九二、一〇三八の九五、一〇三八の九八、一〇三八の一〇〇、一〇三八の一〇一、一〇三八の一一五から一〇三八の一一八まで、一〇四四、一〇四五、一〇四七から一〇五〇まで、一〇五三、一〇五五から一〇五九まで、一〇六〇の一、一〇六一の一、一〇六二の一、一〇六三の一、一〇六四、一〇六七の二、一〇六七の六、一〇七六、一〇七七、一〇七七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町湯谷字片枝滝一〇九の一、一一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　三重県松阪市嬉野小原町字ヲケキ六六七、六六七の一から六六七の三まで、六七〇、六七一、六七一の一、六七二、六七三、六七五の一から六七五の三まで、六七六から六七九まで、六八五、六八六、六八六の一から六八六の四まで、六八七、六八七の一、六八八の一、六八八の二、六八九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山之口町山之口字雅楽二一三四の一から二一三四の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町久原八九八の一、八九九、九〇〇、九〇六、九二四、九三三から九三九まで、九四〇の一、九四〇の二、九四三、九九一、九九一の一、九九二、九九三の一、九九三から九九七まで、九九七の一、九九八、九九九、九九九の一、一〇〇〇から一〇〇四まで、一〇〇四の一、一〇〇五、一〇〇五の一、一〇〇六から一〇〇八まで、一〇〇八の一、一〇〇九から一〇一二まで、一〇一四、一〇一七、一〇二二、一〇二三の一、一〇三〇の一、一〇三二、一〇四九、一〇五〇、一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇五一、二四〇〇、二四〇〇の一、二四〇一、二四〇一の一から二四〇一の三まで、二四〇二、二四〇九、二四一三、二四一三の三、二四一五、二四一五の一、二四一六、二四一六の一、二四一七、二四一八、二四一八の一、二四一九、二四一九の一、二四二〇、二四二一の一、二四二一内一、二四二一内二、二四二一の三、二四二二の一から二四二二の四まで、二四二三、二四二三の一、二四二四、二四二四の一から二四二四の三まで、二四二五の一から二四二五の四まで、二四二六、二四二七、二四二八の二、二四三〇、二四三一、二四三二の一、二四三三の二、二四三三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字阿切一五一五の一、一五一五の五、一五一五の一〇、一五一五の一一、一五一五の一三、一五一五の一四、一五一五の一五、一五一五の一六、一五一五の一八、一五一五の二二、字弓弦葉一六三三の一、字下弓弦葉一六四三、一六六八

二　指定の目的　水源の涵養